

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年5月24日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

## 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>) を参照願います。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 170284

国名：マリ 担当：セネガル事務所

案件名：行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）のための情報収集・確認調査

### 1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年5月24日から2017年5月30日12：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年5月24日から2017年5月30日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2017年6月9日12：00まで  
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：6月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：7月上旬

### 2 業務の内容

以下の情報収集を通じ、マリにおける行政能力強化にかかる案件形成の可能性を検討する。

(ア)3セクターの和平合意との関係性、国家開発計画（CREDD）における位置づけ、セクター開発政策・戦略、予算計画、法律、制度、基準、歴史的経緯

(イ)3セクターの現況（各種統計資料の収集・分析含む）と主要課題

(ウ)3セクターにおける他国ドナー、国際機関、NGOの過去の支援及び今後の動向

(エ)ガバナンス分野においては、司法制度、司法官の人事制度、司法制度に関する州毎の現状分析、治安改革部門、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）の現状（特に警察への統合部分）、警察の人事制度等にかかる調査を行う。また、地方分権化について、法令上の位置づけ、地方分権化の和平合意との関係性、制度等の枠組み、地方自治体の体制（各州自治体の機能度含む）、各省の分散化組織との役割分担、事業内容・規模、人材配置状況と能力等の情報を具体的に把握する。

(オ)職業訓練分野においては、関連省庁の所管業務、職業訓練学校の現況、教育制度、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）における位置づけ、職業訓練校の講師育成・任命制度、マイクロファイナンスの現状分析、有望な訓練分野の整理、セネガルCFPTによる協力実績・成果・課題を整理し、今後実施可能な第三国研修等にかかる調査を行う。

(カ)地方給水分野においては、関連省庁の所管、人材育成制度、研修制度、現在の支援ニーズ、今後実施可能な第三国研修等にかかる調査を行う。

(キ)上記の情報収集・分析を踏まえたうえで、セクターにおける日本の支援に係る先方ニーズのすり合わせを行い、職業訓練分野及び地方給水分野については必要に応じてパイロット事業案を作成・実施する。

(ク)各種調査及びパイロット事業を実施した結果を踏まえ、今後の事業実施案を提案する。

### 3 条件等

#### (1)参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (2)参加の制限

特になし。

### 4 契約期間（予定）

2017年7月中旬～2018年3月中旬

### 5 想定人月（予定）

17.30 M/M

以上